

高子事第 223 号
令和 2 年 5 月 22 日

保護者 各位

高槻市子ども未来部
部長 万井 勝徳

緊急事態宣言解除に伴う登園自粛要請の取り扱いについて

保護者の皆様におかれましては、緊急事態宣言の間、家庭保育にご協力を頂き誠にありがとうございました。

このたび、国並びに大阪府が緊急事態宣言を解除したことを受けまして、保育園等への登園自粛要請の対応につきましては、下記のとおり引き続き継続いたしますが、保育の利用をされる際の取り扱いに関しましては、申出書類をご提出頂かなくてもご利用いただけるよう変更させていただきます。

保護者の皆様におかれましては、今しばらくご負担をおかけしますが、日常生活の段階的な再開に向けた対応にご理解のほどよろしくお願いいたします。

記

○ 緊急事態解除後の登園自粛要請の取り扱い

【現 状】	【5月25日（月）以降】
[登園自粛要請期間] 令和2年5月31日まで	[登園自粛要請期間] 令和2年5月31日まで
[保育の利用申出書類] 必要	[保育の利用申出書類] 不要

※6月1日以降の取り扱いに関しましては、近日中に別途お知らせいたします。